様

名引	長市つっ	つじが丘	番町
理	事		
自治	台会長		

## 空き地の雑草等の除去について (お願い)

初秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 さて、\_\_\_\_様の所有地である名張市つつじが丘\_\_\_番町\_\_\_\_番地の空き地の除草等につきましては、名張市より「名張市空き地の除草等の除去に関する条例」に基づき適正な管理のお願い文書が本年6月頃にお手元に届いた事と存じます。

その後、除去作業が行われていませんが、現地の雑草はかなりの丈伸びており、私ども 理事・自治会長の方にも、多くの苦情が届いております。

遠隔地にお住いのため、除草除去のためにわざわざお越しいただくのは難しいかとは存じますが、名張市より雑草除去業者一覧が送付されていると思います。

早急に除草除去作業に着手いただきますようお願い申し上げます。

このお願い書が届く前に、すでに雑草除去の手配をしておられましたら誠に申し訳ありません。心からお詫び申し上げます。

この文書の送付につきましては、市の環境対策室と協働して実施しております。

尚、つつじが丘自治連合会では生垣の剪定基準を同封の別紙のように定めております。 雑草除去の際には生垣につきましてもこの基準に適合するように剪定を実施して いただきますよう、お願い申し上げます。

以上